



## 《会計・税務の知識》 酒税について

### はじめに

新型コロナウイルス感染症がひと段落し、外食の機会が増えてお酒を飲む機会が多くなってきていると思います。そこで今回は酒税の仕組みや2023年10月以降に改正される税率についてご紹介いたします。

### 1. 酒税について

酒税は、酒税法に基づいて規定されている間接税の一種で、お酒が出荷される際に課税される税金になります。酒税は製造者が納税義務者となりますが、お酒の販売価格に酒税分を上乗せして販売されるため、担税者は消費者となります。国税の中でも一番徴収額が多い時代もありました。

酒税が課税されるものは、酒税法で「酒類」と定義されているもので、アルコール分1%以上の飲料と規定されております。

### 2. 酒税の分類・免許

酒税は4種17品目に分類されており、それぞれ分類ごとに1ℓあたりの税率が定められております。

種類	品目
発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他発泡性酒類
醸造酒類	清酒、果実酒、その他醸造酒
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類	合成清酒、みりん、甘末果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

(筆者作成)

お酒の製造、販売にはそれぞれ資格が必要になります。

#### i. 酒類製造免許

酒類製造免許は、酒類を製造するために必要な資格で、取得には酒類の品目や製造所ごとに管轄の税務署へ申請が必要になります。

#### ii. 酒類販売免許

酒類販売免許は、酒類を販売するために必要な資格で、販売する場所ごとに管轄の税務署へ申請が必要となります。

### 3. 酒税税率（現在）と改正

種類	品目	アルコール分等	税率 (2023.9.30迄)	税率 (2023.10.1以降)
発泡性酒類	ビール		200,000円	181,000円
	発泡酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200,000円	181,000円
		麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）	167,125円	155,000円
	その他発泡酒	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134,250円	134,250円
いわゆる新ジャンル（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）		108,000円		
醸造酒類	清酒		110,000円	110,000円
	果実酒		90,000円	90,000円
	その他の醸造酒		120,000円	100,000円
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎	21度以上	200,000円	200,000円
		21度未満	20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	単式蒸留焼酎	37度以上	370,000円	370,000円
		37度未満	37度を超える1度ごとに10,000円加算	
原料用アルコール	ウイスキー			
	ブランデー スピリッツ			
混合酒類	合成清酒、みりん、甘末果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒		100,000円	100,000円
		みりん	20,000円	20,000円
	甘末果実酒 リキュール	13度以上	120,000円	120,000円
		13度未満	12度を超える1度ごとに10,000円加算	
	粉末酒		390,000円	390,000円
		雑酒		
	みりん類似	20,000円	20,000円	
	21度以上	200,000円		
	21度未満	20度を超える1度ごとに10,000円	200,000円	

(筆者作成)

2023年10月1日以降は特に発泡性酒類の税率が引き下げられます。

大手メーカーでも10月以降の税率引き下げに伴い販売価格の改定を発表しております。

また、2026年10月以降は発泡性酒類の税率については一律155,000円となる予定です。

### おわりに

これから夏到来で、ビールがさらにおいしい時期になってきます。

昨今は、原材料高騰に伴い物価が増加傾向となっておりますが、今回の価格改定は一般消費者にとってはうれしいニュースではないでしょうか。

(担当：中村)